

役員報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本作業環境測定協会定款（以下「定款」という。）第30条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事を言う。
- (2) 常勤役員とは、日本作業環境測定協会（以下、「協会」という。）を主たる勤務場所とし、週3回以上協会の業務に従事する役員とする。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員を言う。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める「報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当」を言い、次号の費用はこれに含まれない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費を言う。

(報酬の支給)

第3条 協会は、役員職務執行の対価として報酬を支給することが出来る。

- 2 常勤役員報酬は月額とし、別記1に掲げる範囲内で、会長が理事会の承認を得て定める。
- 3 常勤役員報酬は、毎月16日に支給する。ただし支給日が休日に当たるときは、15日（その日が休日に当たるときは14日）に支給する。
- 4 常勤役員には、毎年6月及び12月に役員賞与を支給することができる。常勤役員が事務局長を兼務する場合には、事務局長兼務手当は、役員賞与の算定基礎に含めないものとする。
- 5 非常勤役員（代表理事及び業務執行理事並びに監事を除く。）の報酬は、理事会出席等その職務遂行の都度支給するものとし、その金額は、別記2に掲げる範囲内で、会長が理事会の承認を得て定める。
- 6 非常勤の代表理事及び業務執行理事の報酬は、別記2に掲げる範囲内で会長が理事会の承認を得て定める月額とする。

7 監事の報酬は、別記3に掲げる。

(費用)

第4条 役員には、その通勤の実態に応じて通勤費を支給する。

2 役員がその正当な職務の執行のために負担する、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

3 旅費については、職員旅費規程を準用する。

(公表)

第5条 協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項の報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める協会の公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この改正規程は、平成26年6月12日から施行する。

この改正規程は、令和2年6月11日から施行する。

別記1 「常勤役員の月額報酬」

	満 65 歳の年度末まで	満 65 歳到達の翌年度から
代表理事	600,000 円までの範囲内	400,000 円までの範囲内
業務執行理事		
その他の理事	480,000 円までの範囲内	320,000 円までの範囲内
監事	460,000 円までの範囲内	300,000 円までの範囲内

別記2 「非常勤役員の報酬」

- 1 常任理事会及び理事会に出席した理事（代表理事及び業務執行理事並びに監事を除く。）の報酬
会議 1 回あたり 20,000 円を上限とする。
- 2 理事（代表理事及び業務執行理事を除く。）が 1 以外の協会の委員会等への出席など、理事として必要な協会業務を行う場合の報酬
当該業務の事務量ないし困難性に応じて 1 回又は 1 日あたり 20,000 円を上限とする。
- 3 非常勤役員である代表理事の報酬の月額
50,000 円を上限とする。
- 4 非常勤役員である業務執行理事の報酬の月額
40,000 円を上限とする。

別記3 「監事の報酬」

- 1 監事の報酬の月額
35,000 円とする。
- 2 監事が、監査業務を行う場合
1 に定める報酬のほか、1 件あたり 30,000 円とする。